

## 生駒市新たな地域クラブ活動指導者謝金及び旅費規程

生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針の規定に基づき、指導者謝金及び旅費の支給について、次のとおり定める。新たな地域クラブ実施団体は、この規定に基づき、指導者に対して指導謝金及び旅費を支払い、必要な書類について作成し、保管するものとする。

## 1. 支給対象者・支給基準

旅費及び謝金の支給対象者及び支給基準は次のとおりとする。

支給対象者	支給基準
主指導者 補助スタッフ その他クラブ運営に必要となる者	新たな地域クラブ活動を実施した場合、謝金・旅費（交通費及び宿泊費）のうちから必要なものを支給する。

## 2. 対象経費と必要書類

対象経費	必要な書類
謝金	業務月報など従事時間がわかるもの ※大会運営及び審判等の場合は、ほかに大会主催者や運営者からの出張依頼など従事時間や必要性がわかるもの
交通費 宿泊費	旅費明細書など経路・内容等がわかるもの

## 3. 各経費の上限

## ■謝金

	対象者	単価
練習 (練習試合含む) 原則 3 時間以内	主指導者	1,800 円/時間 ※1 回の上限は 5,400 円とする。
	補助スタッフ及び その他クラブ運営に必要となる者	1,100 円/時間 ※1 回の上限は 3,300 円とする。
大会 (大会運営業務を含む) 原則 5 時間以内	主指導者	1,800 円/時間 ※1 回の上限は 9,000 円とする。
	補助スタッフ及び その他クラブ運営に必要となる者	1,100 円/時間 ※1 回の上限は 5,500 円とする。
大会運営及び審判等 (大会運営に係る会議等 含む) 原則 5 時間以内	主指導者 補助スタッフ その他クラブに携わり、大会運営 に必要となる者	1,100 円/時間 ※1 回の上限は 5,500 円とする。

※原則として、下記①又は②のいずれかを上限とする。

①主指導者 1 名、補助スタッフ又はその他クラブ運営に必要となる者 2 名

②主指導者 2 名

※大会運営に係る会議等で大会役員や運営者側以外の場合は原則 3 時間以内（1 回の上限は 3,300 円）とする

## ■交通費

最も経済的な通常の経路及び方法により、決定された交通費を支給する。

（通常の経路（鉄道、航空、船舶等の交通手段のうち社会一般の者が利用する経路。）及び方法によった場合の選択肢の中で、時間コストも含めて判断した「最も経済的な」もの。）

ただし、特急電車については、原則乗り換えなしに片道 100 km 以上の区間について利用可。

なお、自家用車の場合は、37 円/km で算出する。

	上限
練習 (練習試合含む)	600 円/日

大会 (大会運営業務を含む)	原則実費とするが、その都度市教育委員会と協議する。
大会運営及び審判等 (大会運営に係る会議等含む)	原則実費とする

■宿泊費

原則、生駒市の旅費の取扱に準ずるが、その都度市教育委員会と協議する。

なお、上記に規定のないものは、市教育委員会と別に協議を行って決定する。  
本規程は、今後の状況に応じて変更を行う。

附則

本規程は、令和7年9月1日より施行する。

附則

本規程は、令和8年2月1日より施行する。

附則

本規程は、令和8年4月1日より施行する。